

○ 基幹水利施設管理事業実施要領（平成８年７月31日付け８構改A第596号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
(削る。)	<u>第4 省エネルギー化推進計画の策定等</u> <u>1 要綱第5の省エネルギー化推進計画（以下「省エネ計画」という。）は、事業の採択を申請する年度において、別記様式第3－1号又は別記様式第3－2号により翌年度からの3か年における農業水利施設の省エネルギー化及びコスト削減の取組を定めるものとする。</u> <u>2 事業主体は、農業水利施設のエネルギー使用量のおおむね2割削減に向けた取組として、別紙2－1の省エネルギー化及びコスト削減の取組メニューのうち省エネルギー化の取組を1つ以上含む、原則2つ以上の取組を実施するものとする。</u> <u>ただし、前年度までに既に2つ以上の取組を実施しており、これを継続する場合には、当年度以降に1つ以上の取組を新たに実施し又は前年度までに実施している取組のいずれか1つ以上を強化するものとする。</u> <u>また、当年度以降に省エネルギー化のハード対策の取組のうちいずれか1つを新たに実施する場合は、当該取組のみを実施すればよいものとする。</u> <u>3 支援金の算定方法は、別紙2－2のとおりとする。</u> <u>4 要綱第5の3及び4の変更後の省エネ計画の提出は、別記様式第4号によるものとする。</u>
<u>第4 事業の採択基準</u> <u>1 要綱第6の1の非農地率とは、一般型の対象とする施設の操作により浸湛水被害の防止が見込まれる地域における非農地の面積が当該面積と当該地域における受益面積とを合計した</u>	<u>第5 事業の採択基準</u> <u>1 要綱第7の1の非農地率とは、一般型の対象とする施設の操作により浸湛水被害の防止が見込まれる地域における非農地の面積が当該面積と当該地域における受益面積とを合計した</u>

面積に占める割合又は用水の公共・公益効果が見込まれる非農地の面積が当該面積と当該地域における受益面積とを合計した面積に占める割合をいう。

ただし、当該非農地の面積はおおむね100（地盤沈下地帯にあっては50）ヘクタール（畑を受益地とする事業にあっては、おおむね30（地盤沈下地帯にあっては10）ヘクタール）以上であることを必要とする。

- 2 要綱第6の1の（2）の地盤沈下地帯とは、地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等（地盤沈下防止等対策要綱及び地方公共団体の条例を含む。）により規制されている地域であって、当該施設を造成した事業の受益面積がおおむね1,000（畑を受益地とするものにあっては300）ヘクタール以上の地域をいう。

3 （略）

第5 事業の申請

1 一般型

- （1）要綱第7の1の市町村長からの一般型の実施の申請書は、別記様式第3号によるものとする。
- （2）要綱第7の1の一般型の採択申請書は、別記様式第4号によるものとする。
- （3）要綱第7の1の採択基準に係る事項を記載した書面は、別紙2によるものとする。

2 特別型

- （1）要綱第7の2の特別型の採択申請書は、別記様式第5号によるものとする。
- （2）要綱第7の2の採択基準に係る事項を記載した書面は、別紙3によるものとする。

3 包括的民間委託推進型

面積に占める割合又は用水の公共・公益効果が見込まれる非農地の面積が当該面積と当該地域における受益面積とを合計した面積に占める割合をいう。

ただし、当該非農地の面積はおおむね100（地盤沈下地帯にあっては50）ヘクタール（畑を受益地とする事業にあっては、おおむね30（地盤沈下地帯にあっては10）ヘクタール）以上であることを必要とする。

- 2 要綱第7の1の（2）の地盤沈下地帯とは、地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等（地盤沈下防止等対策要綱及び地方公共団体の条例を含む。）により規制されている地域であって、当該施設を造成した事業の受益面積がおおむね1,000（畑を受益地とするものにあっては300）ヘクタール以上の地域をいう。

3 （略）

第6 事業の申請

1 一般型

- （1）要綱第8の1の市町村長からの一般型の実施の申請書は、別記様式第5号によるものとする。
- （2）要綱第8の1の一般型の採択申請書は、別記様式第6号によるものとする。
- （3）要綱第8の1の採択基準に係る事項を記載した書面は、別紙3によるものとする。

2 特別型

- （1）要綱第8の2の特別型の採択申請書は、別記様式第7号によるものとする。
- （2）要綱第8の2の採択基準に係る事項を記載した書面は、別紙4によるものとする。

3 包括的民間委託推進型

(1) 要綱第7の3の包括的民間委託推進型の採択申請書は、別記様式第6号によるものとする。
(削る。)

第6 事業の採択

要綱第8の本事業の採択通知書は、別記様式第7号によるものとする。

第7 事業計画の変更

- 1 要綱第9の1の承認における市町村から都道府県知事への申請は、別記様式第8号によるものとする。
- 2 要綱第9の1の都道府県知事から市町村への承認の通知は、別記様式第9号によるものとする。
- 3 要綱第9の2の都道府県知事から地方農政局長への事業計画の変更の報告は、別記様式第10号によるものとする。

第8 事業の実績報告

要綱第11の包括的民間委託推進型の実績報告は、令和6年度以降、毎年度終了後60日以内に、別記様式第11号により報告するものとする。
(削る。)

第9 (略)

(1) 要綱第8の3の包括的民間委託推進型の採択申請書は、別記様式第8号によるものとする。

4 省エネルギー化推進型

(1) 要綱第8の4の省エネルギー化推進型の採択申請書は、別記様式第9号によるものとする。

第7 事業の採択

要綱第9の本事業の採択通知書は、別記様式第10号によるものとする。

第8 事業計画の変更

- 1 要綱第10の1の承認における市町村から都道府県知事への申請は、別記様式第11号によるものとする。
- 2 要綱第10の1の都道府県知事から市町村への承認の通知は、別記様式第12号によるものとする。
- 3 要綱第10の2の都道府県知事から地方農政局長への事業計画の変更の報告は、別記様式第13号によるものとする。

第9 事業の実績報告

- 1 要綱第12の1の包括的民間委託推進型の実績報告は、令和6年度以降、毎年度終了後60日以内に、別記様式第14号により報告するものとする。
- 2 要綱第12の2の省エネルギー化推進型の実績報告は、令和6年度以降、毎年度終了後60日以内に、別記様式第15－1号又は第15－2号により報告するものとする。

第10 (略)

(削る。)

別記様式第3－1号

省エネルギー化推進計画（諸油脂）

1 地区概要

都道府県名	地区名	事業主体名	関係市町村名	関係土地改良区名

2 対象施設（施設管理者ごとに記載）

施設名	施設区分	施設容量	当年度使用 諸油脂量	当年度諸油脂費	交付済み又は交付 予定補助金等	省エネ ルギー化 ・コスト 削減対策	省エ ネルギ ー化	取組内容	実施期間 ○：実施 ◎：拡大・強化				
									RO まで	RO	RO	RO	RO
施設管理者：													
			kL	千円									
			kL	千円									
			kL	千円									

注

- 1 当年度の使用諸油脂量及び諸油脂費が分かる資料等を添付すること。
- 2 使用量が確定していない月の諸油脂量については、前年度の当該月の使用諸油脂量で代用することとする。その場合にあっては、前年度の使用諸油脂量が分かる資料等を添付すること。
- 3 支払額が確定していない月の諸油脂費については、支払済みの最新の月の単価に注2で代用する使用量を乗じた金額で代用する。
- 4 交付済み又は交付予定補助金等の額が分かる資料等を添付すること。
- 5 諸油脂費の単価高騰以外の要因による料金高騰があった場合は、その事実を証明する書類等を添付すること。
- 6 省エネルギー化及びコスト削減対策として、独自取組を実施する場合は、その取組の内容及び省エネルギー化又はコスト削減の効果が分かる資料等を添付すること。

(削る。)

別記様式第3－2号

省エネルギー化推進計画（電力）

1 地区概要

都道府県名	地区名	事業主体名	関係市町村名	関係土地改良区名

2 対象施設（施設管理者ごとに記載）

施設名	施設区分	施設容量	契約区分	当年度使用電力量	当年度電力料	交付済み又は交付予定補助金等	省エネルギー化・コスト削減対策	省エネルギー化	取組内容	実施期間 ○：実施 ◎：拡大・強化						
										RO まで	RO	RO	RO	RO		
施設管理者：																
		kW		kWh	(内訳)	千円										
			・基本料金		千円											
			・電力量料金		千円											
			・燃料費調整額		千円											
			・再エネ賦課金		千円											
		kW		kWh	(内訳)	千円										
			・基本料金		千円											
			・電力量料金		千円											
			・燃料費調整額		千円											
			・再エネ賦課金		千円											
		kW		kWh	(内訳)	千円										
			・基本料金		千円											
			・電力量料金		千円											
			・燃料費調整額		千円											
			・再エネ賦課金		千円											

注

- 1 当年度の使用電力量及び電力料が分かる資料等を添付すること。

- 2 使用量が確定していない月の使用電力量については、前年度の当該月の使用電力量で代用することとする。その場合にあっては、前年度の使用電力量が分かる資料等を添付すること。
- 3 支払額が確定していない月の電力料については、電力会社が公表している当該月の単価又は支払済みの最新の月の単価に注2により代用する電力量を乗じた金額で代用する。
- 4 交付済み又は交付予定補助金等の額が分かる資料等を添付すること。
- 5 電力料の単価高騰以外の要因による料金高騰があった場合は、その事実を証明する書類等を添付すること。
- 6 省エネルギー化及びコスト削減対策として、独自取組を実施する場合は、その取組の内容及び省エネルギー化又はコスト削減の効果が分かる資料等を添付すること。

(削る。)

別記様式第4号

省エネルギー化推進計画変更手続き書

〔農 村 振 興 局 長
又は
地 方 農 政 局 長
沖縄総合事務局長〕 殿
〔都道府県知事〕

(都道府県知事名)

[市 町 村 長 名]

基幹水利施設管理事業〇〇地区（省エネルギー化推進型）の省エネルギー化推進計画を別紙のとおり変更するので、基幹水利施設管理事業実施要綱第5の3（又は4）に基づき、下記資料を添付して提出します。

記

1 省エネルギー化推進計画（変更）

※別記様式第3－1号により、変更に係る項目については、変更前の情報を各項目の上段に括弧書きで記載する。

別記様式第 3 号

管理事業実施採択申請書

都道府県知事 殿

市町村長名

〇〇地区（一般型）について、基幹水利施設管理事業を採択されたく、
基幹水利施設管理事業実施要綱第 7 の 1に基づき、下記資料を添付して
申請します。

記

- 1 （略）
- 2 基幹水利施設管理事業実施要綱第 6 の 1に採択基準に係る事項を記
載した書面
- 3 （略）

別記様式第 4 号

管理事業実施採択申請書

農 村 振 興 局 長
又は
地 方 農 政 局 長
沖縄総合事務局長 } 殿

都道府県知事名

〇〇地区（一般型）について、基幹水利施設管理事業を採択されたく、
基幹水利施設管理事業実施要綱第 7 の 1に基づき、下記資料 1 を
添付して申請します。

別記様式第 5 号

管理事業実施採択申請書

都道府県知事 殿

市町村長名

〇〇地区（一般型）について、基幹水利施設管理事業を採択されたく、
基幹水利施設管理事業実施要綱第 8 の 1に基づき、下記資料を添付して
申請します。

記

- 1 （略）
- 2 基幹水利施設管理事業実施要綱第 7 の 1に採択基準に係る事項を記
載した書面
- 3 （略）

別記様式第 6 号

管理事業実施採択申請書

農 村 振 興 局 長
又は
地 方 農 政 局 長
沖縄総合事務局長 } 殿

都道府県知事名

〇〇地区（一般型）について、基幹水利施設管理事業を採択されたく、
基幹水利施設管理事業実施要綱第 8 の 1に基づき、下記資料 1 を
添付して申請します。

(市町村が行う事業) (略)
(都道府県が行う事業) (略)

記

- 1 基幹水利施設管理事業実施要綱第6の1の採択基準に係る事項
を記載した書面
- 2・3 (略)

別記様式第5号

管理事業実施採択申請書

農 村 振 興 局 長
又は
地 方 農 政 局 長
沖縄総合事務局長 } 殿

都道府県知事名

〇〇地区（特別型）について、基幹水利施設管理事業を採択されたく、基幹水利施設管理事業実施要綱第7の2に基づき、下記資料1を添付して申請します。

なお、本事業に係る土地改良事業計画を定めたことを下記資料2を添付して、報告します。

記

- 1 基幹水利施設管理事業実施要綱第6の2の採択基準に係る事項
を記載した書面
- 2 (略)

(市町村が行う事業) (略)
(都道府県が行う事業) (略)

記

- 1 基幹水利施設管理事業実施要綱第7の1の採択基準に係る事項
を記載した書面
- 2・3 (略)

別記様式第7号

管理事業実施採択申請書

農 村 振 興 局 長
又は
地 方 農 政 局 長
沖縄総合事務局長 } 殿

都道府県知事名

〇〇地区（特別型）について、基幹水利施設管理事業を採択されたく、基幹水利施設管理事業実施要綱第8の2に基づき、下記資料1を添付して申請します。

なお、本事業に係る土地改良事業計画を定めたことを下記資料2を添付して、報告します。

記

- 1 基幹水利施設管理事業実施要綱第7の2の採択基準に係る事項
を記載した書面
- 2 (略)

別記様式第 6 号

管理事業実施採択申請書

〔農 村 振 興 局 長
又は
地 方 農 政 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長〕 殿
〔都道府県知事〕

(都道府県知事名)
〔市町村長名〕

〇〇地区（包括的民間委託推進型）について、基幹水利施設管理事業を採択されたく、基幹水利施設管理事業実施要綱第 7 の 3 に基づき、下記資料を添付して申請します。

記
(略)

別記様式第 8 号

管理事業実施採択申請書

〔農 村 振 興 局 長
又は
地 方 農 政 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長〕 殿
〔都道府県知事〕

(都道府県知事名)
〔市町村長名〕

〇〇地区（包括的民間委託推進型）について、基幹水利施設管理事業を採択されたく、基幹水利施設管理事業実施要綱第 8 の 3 に基づき、下記資料を添付して申請します。

記
(略)

(削る。)

別記様式第9号

管理事業実施採択申請書

（農 村 振 興 局 長
又は
地 方 農 政 局 長
沖縄総合事務局長）
殿

〔都道府県知事〕

（都道府県知事名）
〔市町村長名〕

〇〇地区（省エネルギー化推進型）について、基幹水利施設管理事業を採択されたく、基幹水利施設管理事業実施要綱第8の4に基づき、下記資料を添付して申請します。

記

1 省エネルギー化推進計画

<u>都道府 県名</u>	<u>ふりがな 地区名</u>	<u>施設名</u>	<u>所在地</u>	<u>備考</u>

注 備考欄には、採択済みの事業型を記載する。

別記様式第 7 号 (略)

別記様式第 8 号

管理事業計画変更申請書

都道府県知事 殿

市町村長名

基幹水利施設管理事業〇〇地区（一般型）の土地改良事業計画を別紙のとおり変更するので、基幹水利施設管理事業実施要綱第 9 の 1に基づき、下記資料を添付して申請します。

記

1 (略)

2 基幹水利施設管理事業実施要綱第 6 の 1の採択基準に係る事項を記載した書面

3・4 (略)

注：(略)

別記様式第 9 号 (略)

別記様式第10号 (略)

別記様式第11号

管理事業計画変更申請書

都道府県知事 殿

市町村長名

基幹水利施設管理事業〇〇地区（一般型）の土地改良事業計画を別紙のとおり変更するので、基幹水利施設管理事業実施要綱第10の 1に基づき、下記資料を添付して申請します。

記

1 (略)

2 基幹水利施設管理事業実施要綱第 7 の 1の採択基準に係る事項を記載した書面

3・4 (略)

注：(略)

別記様式第12号 (略)

別記様式第10号

管理事業計画変更手続報告書

農 村 振 興 局 長
又は
地 方 農 政 局 長
沖縄総合事務局長

殿

都道府県知事名

(市町村営) (略)
(都道府県営) (略)
(別記様式第10号の別紙) (略)

別記様式第11号

実績報告書（包括的民間委託）

〔 農 村 振 興 局 長
又は
地 方 農 政 局 長
沖縄総合事務局長
〔都道府県知事〕

殿

(都道府県知事名)
〔市町村長名〕

下記のとおり事業を実施したので、基幹水利施設管理事業実施要綱第11に基づき報告します。

記
(略)

別記様式第13号

管理事業計画変更手続報告書

農 村 振 興 局 長
又は
地 方 農 政 局 長
沖縄総合事務局長

殿

都道府県知事名

(市町村営) (略)
(都道府県営) (略)
(別記様式第13号の別紙) (略)

別記様式第14号

実績報告書（包括的民間委託）

〔 農 村 振 興 局 長
又は
地 方 農 政 局 長
沖縄総合事務局長
〔都道府県知事〕

殿

(都道府県知事名)
〔市町村長名〕

下記のとおり事業を実施したので、基幹水利施設管理事業実施要綱第12の1に基づき報告します。

記
(略)

(削る。)

別記様式第15－1号

実績報告書（諸油脂）

（農 村 振 興 局 長
又は
地 方 農 政 局 長
沖縄総合事務局長）
[都道府県知事]

殿

（都道府県知事名）
[市 町 村 長 名]

下記のとおり事業を実施したので、基幹水利施設管理事業実施要綱第11に基づき報告します。

記

1 地区概要

<u>都道府県名</u>	<u>地区名</u>	<u>事業主体名</u>	<u>関係市町村名</u>	<u>関係土地改良区名</u>	<u>支援金額</u>
					<u>千円</u>

2 支援金の使途

<u>使途</u>		<u>内容</u>	<u>金額</u>
<u>ア</u>	<u>省エネ計画に係る取組</u>	<u>・</u>	<u>千円</u>
		<u>・</u>	<u>千円</u>
<u>イ</u>	<u>施設の管理費</u>	<u>・</u>	<u>千円</u>
		<u>・</u>	<u>千円</u>

3 対象施設（施設管理者ごとに記載）

施設名	施設 容量	契約 区分	運転時間					送水量					使用諸油脂量					R○年度 からの 使用 諸油脂量 削減率	省エネルギー化・ コスト削減対策	実施期間 ○：実施 ◎：拡大・強化					取組内容	備考
			R○	R○	R○	R○	R○	R○	R○	R○	R○	R○	R○	R○	R○	R○	R○			R○ まで	R○	R○	R○	R○		
施設管理者：																										
																		%								
	kW		時間	時間	時間	時間	時間	m³	m³	m³	m³	m³	kL	kL	kL	kL	kL	%								
	kW		時間	時間	時間	時間	時間	m³	m³	m³	m³	m³	kL	kL	kL	kL	kL	%								
	kW		時間	時間	時間	時間	時間	m³	m³	m³	m³	m³	kL	kL	kL	kL	kL	%								

注 当該年度の運転時間、送水量及び使用諸油脂量が分かる資料等を添付すること。ただし、初年度分の実績報告書にあっては、前年度及び当年度の運転時間、送水量及び使用諸油脂量が分かる資料等を添付すること。

(削る。)

別記様式第15－2号

実績報告書（電力）

（農 村 振 興 局 長
又は
地 方 農 政 局 長
沖縄総合事務局長）
[都道府県知事]

殿

（都道府県知事名）

〔市町村長名〕

下記のとおり事業を実施したので、基幹水利施設管理事業実施要綱第12の2に基づき報告します。

記

1 地区概要

<u>都道府県名</u>	<u>地区名</u>	<u>事業主体名</u>	<u>関係市町村名</u>	<u>関係土地改良区名</u>	<u>支援金額</u>
					千円

2 支援金の使途

<u>使途</u>		<u>内容</u>	<u>金額</u>
ア	<u>省エネ計画に係る取組</u>	・	千円
		・	千円
イ	<u>施設の管理費</u>	・	千円
		・	千円

3 対象施設（施設管理者ごとに記載）

施設名	施設 容量	契約 区分	運転時間					送水量					使用電力量					R○年度 からの 使用 電力量 削減率	省エネルギー化・ コスト削減対策	実施期間 ○：実施 ◎：拡大・強化					取組内容	備考
			R○ まで	R○ まで	R○ まで	R○ まで	R○ まで	R○ まで	R○ まで	R○ まで	R○ まで	R○ まで	R○ まで	R○ まで	R○ まで	R○ まで	R○ まで			R○ まで	R○ まで	R○ まで	R○ まで			
施設管理者：																										
																		%								
	kW		時間	時間	時間	時間	時間	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	kWh	kWh	kWh	kWh	kWh	%								
	kW		時間	時間	時間	時間	時間	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	kWh	kWh	kWh	kWh	kWh	%								
	kW		時間	時間	時間	時間	時間	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	kWh	kWh	kWh	kWh	kWh	%								

注 当該年度の運転時間、送水量及び使用電力量が分かる資料等を添付すること。ただし、初年度分の実績報告書にあっては、前年度及び当年度の運転時間、送水量及び使用電力量が分かる資料等を添付すること。

(削る。)

別紙２－１ 省エネルギー化及びコスト削減の取組メニュー

取組メニュー		
省エネルギー化	ソフト対策	SE-1 ポンプの吐出し水位の見直し
		SE-2 ポンプの吸込み水位の見直し
		SE-3 排水機場の内水位調整
		SE-4 休止可能機器の通電停止
		SE-5 大口径ポンプの優先使用
		SE-6 無効送水の削減
		SE-7 節水による送水量の削減
		SE-8 エネルギー管理の強化
		SE-9 独自取組（省エネ化） （その他農業水利施設の省エネルギー化の効果が認められる取組（以下「独自取組（省エネ化）」という。））
	ハード対策	HE-1 高効率変圧器への更新
		HE-2 電動機制御方式の見直し
		HE-3 高効率電動機への更新
		HE-4 減速機の省略
		HE-5 高効率ポンプへの更新
		HE-6 インペラ（羽根車）の改造
		HE-7 水路のパイプライン化
		HE-8 遠隔制御機器の導入
		HE-9 再生可能エネルギー施設の導入（自家消費有り）
		HE-10 独自取組（省エネ化）

取組メニュー		
コスト削減	ソフト対策	SC-1 ポンプの同時運転台数の削減
		SC-2 電力契約の適正化
		SC-3 電力契約使用期間の短縮

(削る。)

	ハード 対策	SC-4	独自取組（コスト削減） （その他農業水利施設のコスト削減の効果が認められ る取組（以下「独自取組（コスト削減）」という。））
		HC-1	力率の改善
		HC-2	ピークカットのための調整施設の整備
		HC-3	再生可能エネルギー施設の導入（自家消費なし）
		HC-4	独自取組（コスト削減）

注 ソフト対策の省エネルギー化のうち、SE-8「エネルギー管理の強化」は、①専門技術者による省エネルギー診断の実施、②省エネルギー化のための施設の運用方法のマニュアル化、③職員の省エネルギー化に関連する資格の取得、④研修受講等の人材育成、⑤施設利用者への省エネルギー化の取組の啓発など省エネルギー化の取組の新規追加・拡大・強化・定着を図る取組、⑥電力需要の少ない時間帯の施設運転によるピーク使用量の抑制、⑦再生可能エネルギー由来の電源への切替え又はその利用拡大など電力需給の逼迫解消や再生可能エネルギーの利用推進に資する取組、⑧農業水利施設以外のエネルギー使用量削減の取組のうち2つ以上の取組を実施することとする。

別紙2-2 支援金の算定方法

(1) 省エネルギー化推進型の事業主体に対する支援金の額の算定は、次のとおり行うものとする。

支援金の額=エネルギー料金の高騰分×0.7

エネルギー料金の高騰分=当年度のエネルギー料金－指標となる
エネルギー料金－従来補助金額

指標となるエネルギー料金=当年度のエネルギー料金÷高騰率

(2) エネルギー料金とは、諸油脂費及び電力料をいう。

(3) エネルギー料金の高騰分には、(1)の算定式により算定される諸油脂費及び電力料の単価高騰による高騰分以外の高騰分を含めるこ

別紙 2 ・ 別紙 3 （略）	とを認めるが、その場合にあつては、単価高騰による高騰以外の高騰の事実を証明する資料等を省エネ計画に添付するものとする。 （4）<u>当年度のエネルギー料金とは、次のアからウまでの期間において省エネ計画に記載された施設に要することが確実に見込まれる諸油脂費（灯油、軽油及びA重油）及び電力料（基本料金及び使用電力料のうち電力量料金及び燃料費調整額）をいう。</u> ア <u>令和6年度に係るエネルギー料金の高騰分を算定する場合にあつては、令和6年4月から令和6年9月までの間</u> イ <u>令和5年度に係るエネルギー料金の高騰分を算定する場合にあつては、令和5年4月から令和6年3月までの間</u> ウ <u>令和4年度に係るエネルギー料金の高騰分を算定する場合にあつては、令和4年4月から令和5年3月までの間</u> （5）<u>従来補助金額とは、一般型又は特別型により既に補助されている金額をいう。</u> （6）<u>高騰率は、統計調査等により別途農村民振局長が定めるものとする。</u> （7）<u>支援金の上限額は、（1）の算定式により得られる額又はエネルギー料金の高騰分から、エネルギー料金の高騰分に対する本事業以外の補助金等の額を減じた額のうちいずれか小さい方の額とする。</u> 別紙 3 ・ 別紙 4 （略）
------------------------	--

附 則

この通知は、令和7年4月1日から施行する。